

意見広告

島根県弁護士会は集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に強く反対します!

「集団的自衛権」って何ですか?

集団的自衛権とは、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利のことです。

自国が攻撃されたり、自国民の生命と財産が攻撃されている場合にかぎり、反撃ができる個別的自衛権とは区別されます。

政府は「集団的自衛権」について何と言っているのですか?

政府は、集団的自衛権は「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」に限って、「必要最小限度の武力行使」を認めるにすぎない、とあくまで限定的な範囲での行使にすぎないということを繰り返し強調しています。しかし、「権利が根底から覆される明白な危険」とか「必要最小限」という文言は極めて曖昧で、時の政府の考え方でいかようにも拡大解釈が可能になるため、何の歯止めにもなりません。

集団的自衛権の行使ができるようになるとどうなるのでしょうか?

日本の防衛とは関係なしに、日本人が海外で武力行使をすること

になり、海外で日本人の戦死者が出る可能性があります。

それだけではなく、他国にとって日本が軍事的な脅威になりますから、日本を攻撃したくなる理由となります。テロの危険性も高まります。

日本国憲法は集団的自衛権の行使を認めています。

集団的自衛権は明確な憲法違反です。

憲法第9条は、「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と定めています。そこには、「自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を実力をもって阻止することができる」などとは何一つ書かれていません。

だから、島根県弁護士会は集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対するのです。

島根県弁護士会は、これまで集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に強く反対する旨の決議や会長声明の発表などを行いました。日本弁護士連合会をはじめとする他県の弁護士会なども同様の意見を表明しています。



日弁連広報キャラクター
ジャフバくん

島根県弁護士会では、次の内容で集団的自衛権に関する講演会を開催します。

「どうなる?どうする!集団的自衛権～元内閣法制局長官が語る～」

日時 平成26年12月20日(土)午後1時30分～4時10分

場所 ホテル一畠 1階「サンシャインホール」

講師 宮崎礼壹先生(元内閣法制局長官、法政大学法科大学院教授)

どなたでも自由に参加できます。参加費無料、事前申込不要
この機会に集団的自衛権について、一緒に考えてみませんか。

島根県弁護士会

会長 射場 かよ子

松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7F
TEL(0852)21-3225(代) FAX(0852)21-3398